

新型コロナウイルス感染症の登校基準 一部改正のお知らせ

大阪府教育庁より新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間等の取り扱いに変更がありましたので、下記のように改正いたします。

【変更点】

* 濃厚接触者と特定された場合

旧) 感染者と最後に濃厚接触した日から起算して **10日経過** (保健所に指示された期間)



新) 感染者と最後に濃厚接触した**翌日から起算して7日経過** (保健所に指示された期間)

* 感染して療養終了後に登校するに当たって「**陰性証明**」の提出は**必要ありません**。

登校する際は生徒手帳に「発症日 (又は診断日) と医師や保健所より指定された療養期間」の記入、保護者印をお願いします。

※新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて今後も変更が生じる場合が考えられます。引き続き変更の通達が入り次第お知らせします。ご協力よろしく申し上げます。